

令和8年5月1日適用の改正内容（別紙 新旧対照表を参照）

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正した第三次・担い手3法を踏まえた改正

(1) 請負代金内訳書に明示する項目の追加（契約約款第3条）

建設業法第20条第1項の改正を踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加した。

(2) コミットメント条項の新設（契約約款第3条の2）

労務費の適正化や下請けへの適正賃金の支払いを確保するため、契約当事者（発注者・受注者）が労務費や賃金の適正支払いを約束し、必要に応じて情報開示を行うことに合意する条項（「コミットメント条項」（コミットメント制度）という。）を追加した。

当該条項の使用は任意であるが、原則としては、労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約束する条文（A）の使用を基本とし、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約束する条文（B）についても選択可能とした。

2 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則の改正（契約約款第41条第2項、第3項）

契約年度予算をゼロ円とした債務負担行為（いわゆるゼロ債）や契約年度の支払限度額が高額であり出来高予定額に対する部分払限度額を上回る債務負担行為について、契約年度分の前金払額（中間前金払額を含む。以下同じ。）と翌年度分の前金払額をあわせて請求できる規定が設けられているが、設計図書にその旨が定められているときに限り行えることとしていたものを、設計図書に定めることなく、予算の状況など、発注者の都合により行えることとし、契約年度と翌年度の出来高予定額の設定にかかわらず、受注者の請求可能額の公平性を確保した。

3 契約約款の遅延利息、遅延損害金の率に関する記載の改正（契約約款第35条、第54条、第55条、第56条）

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正を踏まえ、契約約款の遅延利息、遅延損害金の率に関する記載を改正した。

4 その他の改正事項

(1) 建設工事請負契約書（1ページ目）の項目の追加（建設工事請負契約書4）

工事を施工しない日及び時間帯を追加し、中央建設業審議会が定める公共工事標準請負契約約款の建設工事請負契約書と整合を図った。

(2) 他機関が発注した工事との調整規定の新設（契約約款第2条）

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする事とした。

(3) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設(契約約款第24条・第25条・第26条)

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

(4) 前払金の使途の制限に関する条文の見直し(契約約款第37条)

条文の表現を、中央建設業審議会が定める公共工事標準請負契約約款の条文に合わせた。

(5) 根拠法の改正等による条数の修正(契約約款第10条・第35条)

建設業法の改正による条数の修正及び上記③の見直しに係る条数の修正を行った。